

若者の歩みを支え、共に未来を創る企業へ

奨学金返済支援で 豊岡に人材を呼び込もう！

奨学金返済支援制度を導入して、次世代に「選ばれる企業」へ

学生の2人に1人が奨学金返済を抱える現代

豊岡市では、市内企業で働く若者の負担を軽減するため、兵庫県の制度に市が独自の補助を上乗せする新制度を立ち上げます。

採用力の強化、社員が安心して長く働ける環境づくりに、ぜひ本制度をご活用ください

企業が支援制度を導入し、従業員への支援を行った場合
兵庫県と豊岡市の補助制度を合わせて

従業員1人あたり
年間最大 **18** 万円を補助します

既存 ▶ 兵庫県制度 最大12万円/人×最大17年間
+

新制度 ▶ 豊岡市上乗せ 最大6万円/人×最大10年間

従業員の返済額			
▼ 企業による支援制度			
企業の支援額		従業員の返済額	
▼ 県補助制度			
企業負担	従業員負担	県補助金 最大12万円	
▼ 市補助制度			
企業負担	従業員負担	市補助金 最大6万円	県補助金 最大12万円

支援の イメージ

企業が従業員に支援した奨学金返済のための手当等(または代理返還額)と従業員本人の返済額の一部を兵庫県と豊岡市が補助金として交付します

対象従業員

企業

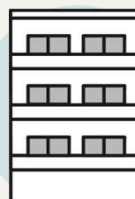
奨学金
貸与機関

返済



手当等

代理返済



補助金
交付

兵庫県
・
豊岡市

お問い合わせ先

豊岡市

産業経済部 環境経済課 経済政策係 (本庁舎2階)

電話:0796-23-4480 メール:ecovalley@city.toyooka.lg.jp

豊岡市中小企業奨学金返済支援事業補助金

兵庫型奨学金返済支援制度(県補助制度)を活用される市内中小企業の皆様へ
補助金上乗せによる支援を行います

交付時期・手続き等

補助金交付(申請)は 2026年度から となります
交付申請手続き等の詳細は 市HPでお知らせします

補助対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業者

- (1) 市内に主たる事業所を有していること
- (2) 従業員に対する奨学金返済支援制度を設けていること
- (3) 兵庫型奨学金返済支援制度事業の県補助金の交付を受けていること
- (4) 次に規定する従業員を雇用していること

(補助対象従業員)

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 補助対象者に正規雇用されていること
- (2) 兵庫型奨学金返済支援制度補助金の補助対象となる従業員の要件をすべて満たすこと
- (3) 日本学生支援機構の奨学金を貸与され、遅延なく返済を行っている者
- (4) 40歳未満の者(申請年度末時点で39歳以下の者)

補助金額

上限6万円/年(補助対象従業員1人につき)

以下①②の合計額

- ①企業負担額から企業向け県補助金額差し引いた額の1/2(最大3万円)
- ②本人負担額から従業員向け県補助金額を差し引いた額のまたは上記①の額のいずれか低い額(最大3万円)

※補助対象企業1社につき最大20万円/年(あんしんカンパニーは30万円/年)とします

【県補助制度(参考)】

上限12万円/年(補助対象従業員1人につき)

県制度の詳細は
こちらから



補助のイメージ (従業員の年間返済額24万円で、その1/2を企業が支援している場合)

企業の支援制度なし

従業員の年間返済額
24万円

企業の支援制度導入

企業の支援額
12万円

従業員の返済額
12万円

県補助制度導入

企業負担
6万円

従業員負担
6万円

県補助金
12万円

県+市補助制度導入

企業負担
3万円

従業員負担
3万円

市補助金
6万円

県補助金
12万円